

「吉野川河道管理検討会」 取材にあたってのお願い

(主旨)

吉野川河道管理検討会(以下「検討会」という。)は、吉野川水系河川整備計画の点検結果(平成28年3月)を踏まえ、侵食箇所の護岸・根固工の対策のみならず、樹木繁茂抑制、河床の固定化対策など周辺の河道管理と一体となった対策を検討する必要がある、今後の侵食対策における方向性等について、指導・助言をいただくものです。

検討会を円滑に進めるため、記者の皆様には以下の項目についてお願いいたします。

(取材)

- 1) 会議を取材しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「報道関係者受付名簿」に必要事項を記入し、「報道」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 報道記者は、会場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
 - ②円滑な運営を図るためビデオ・カメラ等の撮影は、所定の範囲を定めますので、その範囲内からの撮影にご協力をお願いします。
 - ③携帯電話は、マナーモードに設定もしくは電源を切り、使用しないで下さい。

事務局：国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

「吉野川河道管理検討会」の傍聴者の皆様へ 傍聴にあたってのお願い

(主旨)

吉野川河道管理検討会(以下「検討会」という。)は、吉野川水系河川整備計画の点検結果(平成28年3月)を踏まえ、侵食箇所の護岸・根固工の対策のみならず、樹木繁茂抑制、河床の固定化対策など周辺の河道管理と一体となった対策を検討する必要がある、今後の侵食対策における方向性等について、指導・助言をいただくものです。

検討会を円滑に進めるため、傍聴者の皆様に以下の項目についてお願いいたします。

(検討会の傍聴)

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入し、「傍聴」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 傍聴者席については、会場の都合上約20席となっています。受付は先着順とし、満席になり次第受付を修了します。その際はご了承ください。
- 3) 傍聴者は、会場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①会議における発言等への批判や可否の表明、拍手などをしないで下さい。
 - ②発言・私語・談論などをしないで下さい。
 - ③はちまきの着用、プラカードの持ち込みなどをしないで下さい。
 - ④ビラ・資料等の配布をしないで下さい。
 - ⑤携帯電話は、マナーモードに設定もしくは電源を切り、使用しないで下さい。
 - ⑥みだりに傍聴者席を離れないで下さい。
 - ⑦許可無く写真やビデオ撮影、録音などをしないで下さい。
 - ⑧会議の中は発言出来ません。
 - ⑨その他、会場の秩序を乱したり会議の妨げとなるような行為をしないで下さい。
- 4) 事務局は、傍聴者が上記に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退室を指示することがあります。
- 5) 事務局が退場を指示した時は、速やかに退室して下さい。
- 6) 以上のほか、傍聴者は司会、議長及び事務局の指示に従って下さい。

事務局:国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所